

平成27年12月28日

各位

株式会社北陸銀行

「ジュニアNISA口座開設キャンペーン」実施について

北陸銀行（頭取 庵 栄伸）は、平成28年1月4日（月）からの「ジュニアNISA口座」開設の申込受付開始にあわせて、「ジュニアNISA口座開設キャンペーン」を実施いたしますので、お知らせいたします。

本キャンペーンでは、対象期間中に「ジュニアNISA口座」を開設いただいたお客さまに、500円をキャッシュバックいたします。また、対象期間中にジュニアNISA口座の運用管理者さま（親権者さま等）が、ご自身の「NISA口座」を開設いただいた場合には、さらに500円をキャッシュバックいたします。

北陸銀行では、今後ともお客さまの資産運用のお役に立てるよう、サービスの充実に努めてまいります。

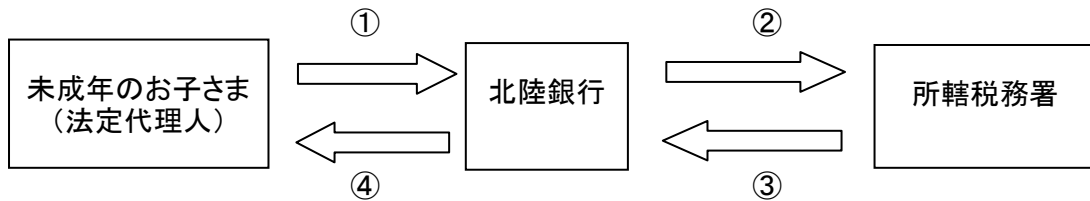
記

1. 期間 平成28年1月4日（月）～平成28年3月31日（木）

2. キャンペーン内容

項目	概要
対象者	・ 期間中にジュニアNISA口座を開設した口座開設者本人さま（未成年者）。 ・ 期間中にジュニアNISA口座を開設した運用管理者さま（親権者さま等）で、さらにご自身のNISA口座を期間中に開設いただいた方。 ※平成28年5月31日（火）時点でジュニアNISA口座（運用管理者さまはNISA口座）の開設が完了しているお客さま。
特典	各500円のキャッシュバック
その他	キャッシュバックは平成28年6月以降に実施いたします。

3. ジュニアNISA口座開設の流れ



①口座開設のお申込みは、口座開設者本人（未成年のお子さま）の法定代理人（親権者さま等）に行っていただきます。法定代理人には運用管理者（親権者さま等）を1名決めていただくこととなります。お申込みに必要な書類は、口座開設者本人のマイナンバーや本人確認書類、口座開設者本人と運用管理者さまとの関係を証する書類（住民票等）です。

②北陸銀行は、未成年のお子さまの非課税口座開設状況を税務署に確認。

③税務署は、北陸銀行に「非課税適用確認書」を交付。

④北陸銀行は税務署から「非課税適用確認書」を受領した後、お客さまの非課税口座を開設。その後「ジュニアNISA口座開設のご案内」を運用管理者さまにご郵送させていただきます（開設いただいたジュニアNISA口座でのお取引は平成28年4月からとなります）。

投資信託に関する留意点

●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。●投資信託は、元本・分配金が保証された商品ではありません。●投資信託は、次の要因によりお受取額が投資元本を下回ることがあります。◎組み入れ有価証券（株式・債券等）等の値動き（価格変動リスク）があります。◎組み入れ有価証券（株式・債券等）等の発行者の信用状態の悪化によるリスク（信用リスク） 国情・財務状況等の変化およびそれらに関する外部評価の変化等によるリスク（カントリーリスク）があります。◎外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動によるリスク（為替変動リスク）があります。《詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。》●投資信託のお申し込みにあたっては、当行所定の申込手数料がかかるほか、保有期間中には信託報酬がかかります。また一部ファンドには、換金時に信託財産留保額が基準価額から差し引かれるものがあります。●お申込手数料は、お申込金額（1口あたりの基準価額×お申込口数）に対しての料率です。お支払総額は、お申込金額にお申込手数料額および手数料金額に係る消費税相当額を加えた金額です。●信託財産留保額は、基準価額に各ファンド所定の料率を乗じて計算されます。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。●一部のファンドには、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。●お申込手数料・信託報酬等は銘柄によって異なり、またお客さまの負担となる手数料等の合計額は、お客さまの運用期間等によって異なるため、事前に表示することはできません。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●北陸銀行で購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は設定・運用を投信会社が行う商品です。●お申し込みの際は、購入されるファンドの最新の目論見書および目論見書補完書面等をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。目論見書等は北陸銀行の本支店等にご用意しております。

ジュニアNISAに関する留意点

●北陸銀行でのジュニアNISA口座対象商品は公募株式投資信託のみです。●NISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●ジュニアNISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。●ジュニアNISA口座開設後は金融機関の変更はできません。●日本にお住まいの0歳以上19歳以下（口座開設年の1月1日において20歳未満および口座開設年に出生した方）の未成年の方が口座を開設できます。●口座開設者が18歳になるまで（3月31日時点で18歳である年の1月1日以降）は、災害等やむを得ない場合を除き、非課税で払い出すことができません。払い出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。●ジュニアNISA口座の運用管理者は、口座開設者本人の原則法定代理人（親権者等）に限定されます。●本留意点は、平成27年11月末時点における法令等に基づき作成しており、今後変更となる場合があります。

株式会社北陸銀行 登録金融機関：北陸財務局長（登金）第3号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

以上

【本件に関する照会先】

営業推進部 リテール推進室

金融商品推進G

TEL 076-423-7111